

診療放射線技師募集



【募集人数】 1人

【応募資格】 昭和61年4月2日以降生まれで、診療放射線技師免許を持っている人

【勤務条件・賃金】

市の条例・規則による。

※前歴に応じた加算措置や諸手当があります。

※託児所がありますので、子どもがいる人も安心して勤務できます。

【勤務場所】 上野総合市民病院

【応募方法】 病院総務課にある「伊賀市職員選考採用試験受験申込書」を持参または郵送で下記まで。申込書は市ホームページからもダウンロードできます。

【選考方法】 作文・面接

○試験日：1月8日(金)

※時間などは応募した人に後日お知らせします。

○採用予定日：4月1日(休)

【応募期限】

12月25日(金) 午後5時15分

※必着

※郵送の場合、簡易書留で送付してください。

【応募先・問い合わせ】

上野総合市民病院病院総務課

☎ 41-0065 FAX 24-1565

自動車の冬装備をしよう



◆積雪・凍結道路で滑り止めをしていない車での運転は法令違反です

ノーマルタイヤでの雪道走行は、事故の危険性が高まるだけでなく、立往生による深刻な通行障害を引き起こすことになります。

大雪時は幹線道路を中心に、融雪剤の散布などを行いますが、散布後でもノーマルタイヤでの通行は危険です。タイヤチェーンや冬用タイヤを装備し、安心・安全な走行を心がけましょう。

【問い合わせ】

○伊賀建設事務所保全室

☎ 24-8210

○伊賀警察署 ☎ 21-0110

○名張警察署 ☎ 62-0110

○道路河川課

☎ 22-9726 FAX 22-9724

アライグマの捕獲には 届け出が必要です



アライグマは雑食性で、農作物や果物、ザリガニやカエルなどの小動物、ペットフードなどを好み、ゴミ箱を漁ることもあります。人に懐くことはなく、人畜共通の感染症を媒介しますので、見かけても絶対に触ったり、餌付けをしないでください。

また、繁殖のために、家屋に浸入し、屋根裏に住み着くこともあります。換気口や隙間を塞ぐなど事前に対策をしてください。

アライグマを捕獲する場合、捕獲許可が必要です。自分で捕獲しようとする場合は、事前に農林振興課または各支所振興課に届け出をしてください。捕獲檻の貸し出しや捕獲したアライグマの処分を無料で実施していますので、ご利用ください。

○捕獲檻貸出し(伊賀・阿山・大山田・青山支所) 1人1基まで

○捕獲したアライグマの処分(阿山・青山支所)

※捕獲檻に生きたアライグマが入った状態で持ち込んでください。

一般の人にアライグマ以外の鳥獣の捕獲許可は出せません。捕獲したい場合は、専門の事業者に依頼するなどしてください。

【問い合わせ】

農林振興課

☎ 22-9714 FAX 22-9715

「伊賀上野・城下町のおひなさん」絵手紙募集



2月20日(土)から本町通り周辺で開催する「伊賀上野・城下町のおひなさん」で、うえせん白鳳プラザに展示する絵手紙を募集します。

【募集内容】

おひなさんをテーマにした、絵と文字が入った絵手紙

※用紙は郵便はがきサイズで、紙質は自由です。

※絵手紙は返却しません。

【応募方法】 郵送・持参

※土・日曜日、祝日を除く。

【応募期限】 2月17日(水)

【応募先・問い合わせ】

伊賀上野・城下町のおひなさん実行委員会(観光戦略課内)

☎ 22-9670 FAX 22-9695

伊賀市人権学習企業等連絡会 新規会員募集



伊賀市人権学習企業等連絡会は、市内に事業所のある企業や団体など89事業者で構成され、あらゆる差別の撤廃と、一人ひとりの人権が尊重され、誰もがその個性と能力を十分に発揮できる機会が認められる、地域の社会環境づくりを進めています。

会員が相互に連携し、住民、地域団体、行政などと協働し、ワークライフバランスやハタラクカタ応援宣言、イクボス講座などさまざまな取り組みを行っています。

【実施事業】

○新入社員、経営者、人事担当者などの研修

○人権啓発に関する事業 など

【年会費】

○市内に単一の事業所のある場合 3,000円

○市内に複数の事業所がある場合

・従業員の合計が50人未満

3,000円

・従業員の合計が50人以上100人未満 5,000円

・従業員の合計が100人以上 10,000円

【申込方法】 まずは電話でお問い合わせください。

【申込先・問い合わせ】

伊賀市人権学習企業等連絡会事務局(商工労働課内)

☎ 22-9669 FAX 22-9695

城之越遺跡 大溝のシート養生



露出展示している大溝遺構の凍結による破損劣化を防止するため、シートで保護します。

次の期間は大溝の見学はできません。

【期間】

12月18日(金)～3月19日(金)

※期間中は無料で入園できます。

【休園日】 毎週月～木曜日・年末年始(12月29日～1月3日)

【問い合わせ】

○文化財課

☎ 22-9678 FAX 22-9667

○(公財)伊賀市文化都市協会

☎ 22-0511

義援金 受け入れ状況



【義援金総額】 ※ 10 月末現在

- 東日本大震災 64,636,996 円
- 熊本地震災害 630,889 円
- 平成 29 年 7 月 5 日からの大雨災害 62,283 円
- バングラデシュ南部避難民 55,596 円
- 平成 30 年 7 月豪雨災害 306,603 円
- 令和元年 8 月豪雨災害 156,737 円
- 令和 2 年 7 月豪雨災害 279,327 円

※お寄せいただいた義援金は、日本赤十字社を通じて、支援を必要とする方々にお届けします。

【義援金箱の設置場所】

- 本庁舎 1 階ロビー
- 各支所（上野支所を除く。）

【問い合わせ】 医療福祉政策課

☎ 26-3940 FAX 22-9673

未来につなぐ「相続登記」をしましょう



不動産を相続した後、長期間相続登記をせず放置しておくと、さまざまな問題が発生する可能性があります。早めに相続登記をしましょう。

◆こんな問題が発生します

- 更に次の相続が発生した時、相続人の確定が難しくなる。
- 相続登記の手続費用が高額になる。
- 不動産の売却やローンの手続きがすぐにできない。
- 不動産が適正に管理されず、荒地や空き家などが増え、環境が悪化する。

また、法務局で「法定相続情報証明制度」を利用することができます。この制度は法務局が戸籍などの書類をもとに法定相続人が誰なのかを確認し、戸籍謄本などに代わる公的証明書を無料で発行するものです。相続登記はもちろんのこと、金融機関での預貯金の払戻しなど、さまざまな相続手続きで利用できます。

【問い合わせ】

津地方法務局伊賀支局
☎ 21-0804

償却資産申告書を提出してください



償却資産とは、工場や商店の経営者や駐車場・アパートを賃貸している人が、事業のために使用する土地・建物以外の有形資産のことです。

例えば、一般家庭のミシンは課税対象となりませんが、縫製工場などで使用している場合は償却資産として課税対象となるため、収益の有無に関係なく申告が必要です。

【対象者】 市内で事業を行っているすべての法人・個人

【課税対象】

- 構築物
- 機械・装置
- 車両・運搬具
- ※自動車税・軽自動車税の対象となる車両は除く。
- 工具・器具・備品

【申告書の入手方法】

対象者には 12 月中旬に申告書を発送します。届かない場合はご連絡ください。申告書は市ホームページからもダウンロードできます。

【提出方法】

申告書に必要な事項を記入の上、下記まで。詳しくは市ホームページをご覧ください。

※便利な電子申告（eLTAX）も利用できます。

【提出期限】 2 月 1 日(月)

【提出先】 課税課

※各支所住民福祉課でも受け付けています。

※締め切り間際は申告が集中するため、早めの申告をお願いします。

◆新型コロナウイルスに係る固定資産税の軽減措置

事業収入に一定の減少があった中小事業者等に対して、令和 3 年度の事業用家屋及び償却資産の固定資産税が軽減されます。詳しくは市ホームページをご確認ください。



【問い合わせ】 課税課

☎ 22-9614 FAX 22-9618

伊賀の「いいね!」がいっぱい

facebook

伊賀市 公式
フェイスブックページ

2 次元コード ▶



解体工事などをする前に



特定建設資材*を用いた建築物などの解体・新築・土木工事などで、一定規模の面積または金額以上なのは、建設リサイクル法により、発注者または自主施工者に次のことが義務付けられています。

- 建設資材廃棄物を基準に従って工事現場で分別（分別解体）し、特定建設資材廃棄物の再資源化を行うこと。
- 分別解体などの計画について、工事に着手する日の 7 日前までに届け出を行うこと。

*特定建設資材…コンクリート、コンクリートや鉄でできた建設資材、木材（繊維板などを含む）、アスファルトコンクリートのこと。
※その他、関係法令に基づき適正に作業を行う必要があります。詳しくはお問い合わせください。

【問い合わせ】 都市計画課

☎ 22-9732 FAX 22-9734

建築物を適切に維持管理しましょう



建築基準法では、建築物（門・塀・設備を含む）は、所有者などが維持管理することと定められています。建築物は、老朽化により本来の機能や性能が低下し、放置すると思わぬ災害につながる可能性があります。コンクリートブロック造の塀についても、地震時に倒壊しないよう安全点検をし、日頃から適切に維持管理しましょう。

【問い合わせ】 都市計画課

☎ 22-9732 FAX 22-9734

＼ 29 ページの答え /

④ 寄棟造り

小田小学校は、和風の寄せ棟の瓦屋根と漆喰塗りの外壁、玄関の上のバルコニーが特徴の擬洋風建築で、特に屋根の上に再現された六角形の太鼓楼が特筆されます。

※設問と回答は「伊賀学検定 370 問ドリル」（上野商工会議所発行・伊賀学検定実施委員会編集）から抜粋